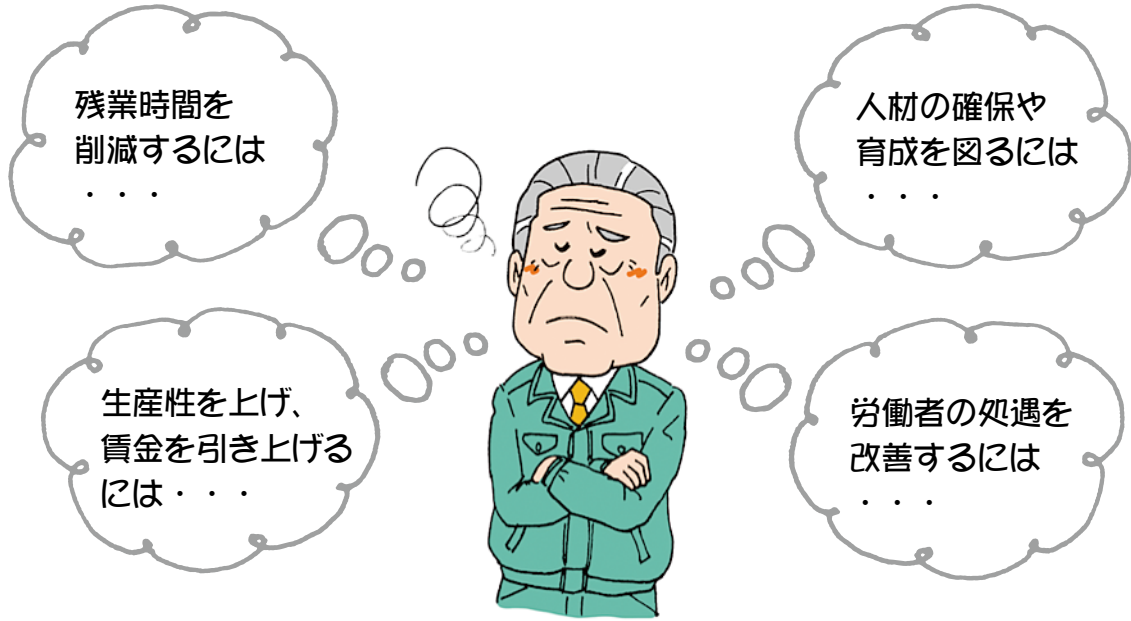


「働き方改革」って、何をすればよいの？

相談無料
秘密厳守

働き方改革の実行に取り組む中小企業・小規模事業の事業主をご支援します



こんなお悩みをお持ちの経営者のみなさん

身近な場所でご気軽にご利用下さい

神奈川働き方改革推進支援センター

横浜本所・海老名出張所 (所在地は裏面) にお気軽にご相談ください。

ホームページ <http://www.chuokai-kanagawa.or.jp/htk/>

■ 社会保険労務士・中小企業診断士等の専門家が相談に応じます。

■ ご希望に応じて、専門家が直接企業に訪問することも可能です。

ステップ
1

まずは、電話・メール・ご来所にて、ご相談ください。

ステップ
2

専門家を派遣し、ご支援します。ご支援は3回まで(フォロー含む)

(横浜本所) 電話 045-307-3775 (海老名出張所) 電話 046-204-6111

メールアドレス hatarakikata@chuokai-kanagawa.or.jp

例えば、以下のようなお悩みを持つ事業主からのご連絡をお待ちしています。

- ① 36協定について詳しく知りたい
- ② 非正規の方の待遇をどう改善したらよいのか
- ③ 賃金引上げに活用できる国の支援制度を知りたい
- ④ 人手不足に対応するために、どのようにしたらよいか教えて欲しい
- ⑤ 助成金を利用したいが利用できる助成金が分からない
- ⑥ 就業規則を見直したいので、アドバイスが欲しい
- ⑦ IT推進にむけてのアドバイスが欲しい

ワンストップで
ご支援します。

神奈川働き方改革推進支援センター

神奈川労働局委託事業：神奈川県中小企業団体中央会受託

まずは、お電話やメールで、無料相談窓口へ メールアドレス:hatarakikata@chuokai-kanagawa.or.jp

費用 無料

相談方法 ①電話・メールによる相談 ②来所相談
③専門家派遣 ④セミナー等での相談

相談日・時間 午前9時～午後5時
(土・日・祝日・年末年始を除く)

相談窓口

■神奈川働き方改革推進支援センター 横浜本所

〒231-0015

横浜市中区尾上町5丁目80番地 神奈川中小企業センタービル9階

- ・JR関内駅北口 徒歩5分
- ・市営地下鉄関内駅 馬車道改札口 徒歩3分
- ・みなとみらい線馬車道駅 徒歩7分

電話:045-307-3775 FAX:045-633-5139

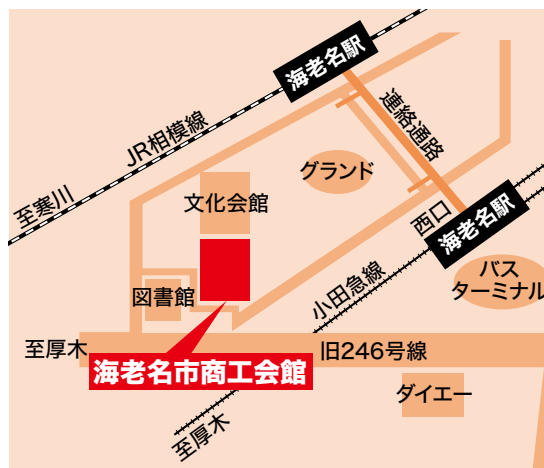
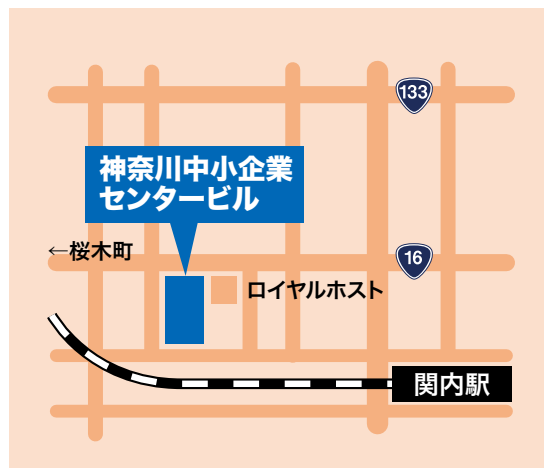
■神奈川働き方改革推進支援センター 海老名出張所

〒243-0438

海老名市めぐみ町6番2号 海老名商工会議所1階

- ・小田急線海老名駅 徒歩6分
- ・相鉄線海老名駅 徒歩8分
- ・JR相模線海老名駅 徒歩6分

電話:046-204-6111 FAX:046-204-6116



下記の項目にご記入の上、この用紙を神奈川働き方改革推進支援センター宛にお送りください。

神奈川働き方改革推進支援センター 宛

ふりがな		TEL	
お名前		FAX	

■ご希望のご相談方法に丸をつけてください。

相談方法	1. 出向いて相談したい 2. 当社において相談したい	3. 電話で相談したい 上記お電話番号に相談員から連絡します。
相談希望日時	月 日 (曜日)	午前・午後 時頃

■相談内容をご記入ください。

※ご記入いただいた個人情報は、セミナー参加受付の目的で収集しており、目的以外の使用は一切いたしません。